

議案第 69 号

令和 6 年度 宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度宇城市の奨学金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇城市長 守 田 憲 史

第 1 表 債 務 負 担 行 為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
手数料		
コンビニエンスストア等収納代行手数料	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	693